

## 東北町農林水産課よりお知らせ

### 令和5年度補正担い手確保・経営強化支援事業要望調査について

標記について、下記のとおり要望調査を実施しますので、ご希望の方は下記により期日までに農林水産課（農業振興係）へご相談下さい。

本補助事業の対象となるかどうかを担当と協議の上、申請手続きをお願い致します。

#### 記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 事業内容 | 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械の取得等を支援。（詳細は裏面のとおり）         |
| 2 提出書類 | 導入する機械等の見積り・カタログ<br>直近の確定申告書（決算書）                             |
| 3 提出期限 | 令和5年12月7日（木）期限厳守  |
| 4 提出場所 | 東北町役場 コミュニティセンター未来館 2F 農林水産課                                  |
| 5 注意事項 | 県の物価高騰対策事業に申請を行っていて現在保留となっている対象者は対象外となる場合がありますのであらかじめご相談ください。 |

◎採択にあたりポイント制が採用されることから、例えば、以下のような取り組みが必要となります。

- ① 現状の付加価値額（申告書より、収入総額－支出総額＋人件費）がプラス値であること。
- ② 機械等を導入することにより、付加価値額の拡大（40%以上の増）及び経営面積の拡大（農地中間管理事業により4ha以上、施設園芸作は10%以上）
- ③ 農地中間管理機構を活用し利用権等の設定を受けていること。
- ④ 法人又は事業取り組み期間中に法人化をすること。

※地区のポイントが高い順に事業が採択されますので、取組者の算定ポイントが低い場合は、申請できない場合があります。下記担当へ、ご相談ください。

事業パンフレットについては、東北町役場のホームページをご覧ください。

連絡先：東北町役場農林水産課  
農業振興係 小笠原 TEL0176-56-4384

## 担い手確保・経営強化支援事業要望調査について

### <主な内容>

**農業機械等の導入**について助成します。

補助率：事業費の1/2以内、(上限額法人3,000万円 法人以外の者1,500万円)

例：「トラクター」を導入する場合の補助金額

(1,100万円(事業総額)－消費税)×1/2=500万円(補助金額)

※融資金額や他の助成金等によって補助金額が異なる場合があります。

### <留意事項>

- 1 これから導入する機械等が対象となります。既に導入済の機械等は対象外です。
- 2 同一機械等の更新は対象外です。
- 3 原則としてフォークリフト、ショベルローダー、バックホー等の汎用性の高いものは対象になりません。(ただし、一部機械は要件をみたすことで補助対象となります。)
- 4 50万円以下の機械等は対象になりません。
- 5 事業採択は、個人ポイントの平均により、町の配分基準ポイントが決まります。そのポイントの高い市町村毎で事業採択されますので、個人ポイントの低い方には事業の申込みを辞退していただく場合があります。

例：A氏1点+B氏2点+C氏1点+D氏3点=7点/4名=1.75ポイント

- 6 個人ポイントは現状の取組状況や事業実施後の目標水準で算定されます。なお、取組内容の確認は紙面で分かるものを必要とします。
- 7 補助金残分について自己資金があっても金融機関からの融資を受けることが条件です。
- 8 対象者は、東北町人・農地プランに位置付けられた中心経営体(認定農業者・認定新規就農者等)、及び地域における継続的な農地利用を図る者として町が認める者です。既に類似の国庫補助事業の助成を受けた方で目標を達成していない方、又は現在実施中の方は対象になりません。